

全国知事会 会長記者会見資料

平成20年8月28日

目 次

【地方交付税関係】

地方交付税等の推移・・・・・・・・・・資料 1 - 1

過去 10 年間の国と地方の歳出総額・定数削減等の状況・・・・・・・・・・資料 1 - 2

【道路財源関係】

道路財源の「一般財源化」に関する提言・・・・・・・・・・資料 2 - 1

道路特定財源について・・・・・・・・・・資料 2 - 2

【総合経済対策関係】

漁業用燃料等の原油、原材料の高騰に関する緊急決議・・・・・・・・・・資料 3

【地方消費税関係】

地方財政の展望を踏まえた地方消費税の充実に関する提言・・・・・・・・・・資料 4 - 1

「ニッポンの未来を地方から考える！」・・・・・・・・・・資料 4 - 2

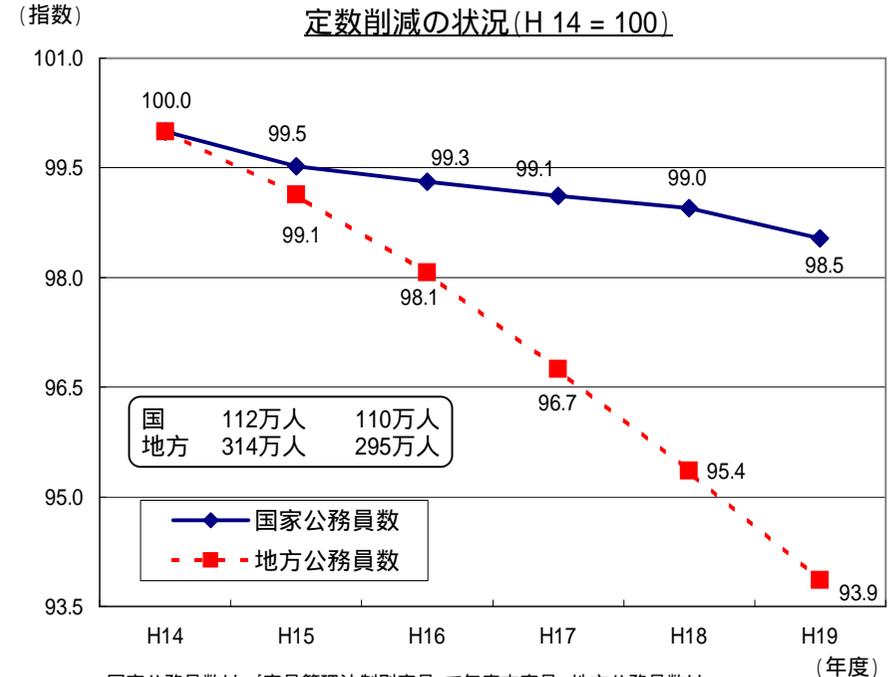
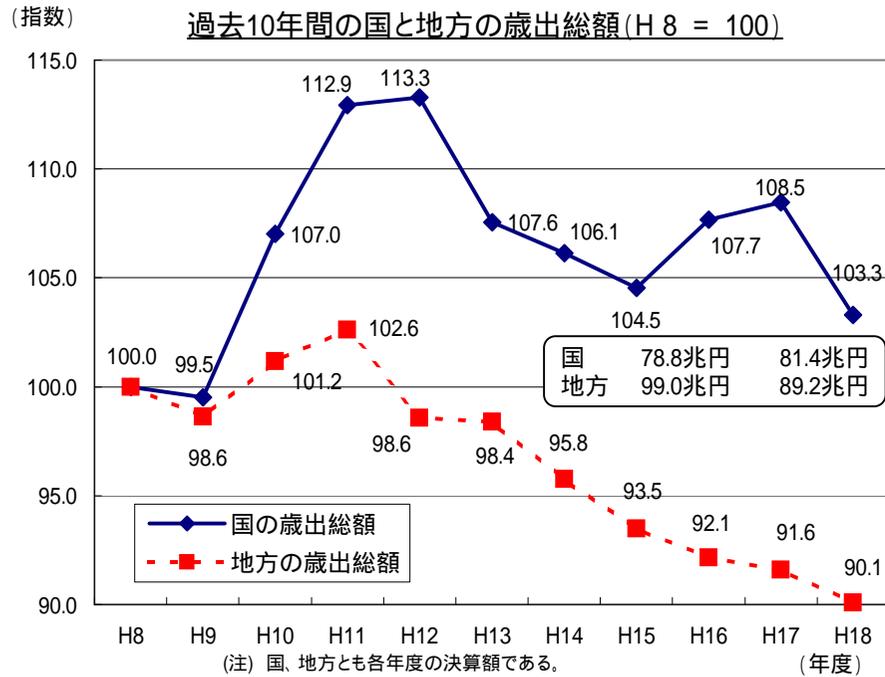
地方交付税等の推移 (全国計、H15～H20年度当初予算額)

(単位:兆円)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20
地方交付税	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4
臨時財政対策債	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8
計	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2

これまで地方は、厳しい財政状況を踏まえ、懸命に行財政改革に取り組む、平成8年以降10年間で約10%の歳出削減を行ってきた。
これに対し、国はこの間3.3%の歳出増となっている。

人員削減については、地方は13年連続して減少。
平成19年は対前年で4.7万人減と昭和50年の定員管理調査以来、過去最大の純減となった。
最近5年間では約19万人(6.1%)も削減(純減)している。
これに対し、国の削減数は、わずかに1.6万人(1.5%)にとどまっている。



国家公務員数は、「定員管理法別定員」で年度末定員、地方公務員数は、「地方公務員定員管理調査」で4月1日現在の職員数。
国家公務員数については、H13年度以降の独立行政法人等への振替え分を考慮している。

職員の給与について、地方は過半数の自治体が人事委員会勧告に基づかない独自の給与カットを行い、人件費を年間1,500億円以上も抑制した。

1 給与削減の取組み

実施団体数 1,145団体 (全団体数1,874団体のうち61.1%)
削減額 1,503億円

平成19年4月1日現在

2 ラスパイレス指数の推移

	H7	H15	H19
	101.8	100.1	98.5

道路財源の「一般財源化」に関する提言

平成20年7月18日
全国知事会道路財源対策本部

1 はじめに

本年5月13日に「道路特定財源に関する基本方針」（以下「基本方針」）が閣議決定され、これまでの道路特定財源を「一般財源化」することが政府の方針として示された。

全国知事会としては、昨年来、道路特定財源の暫定税率の維持と併せて、地方財源の確保・充実、遅れている地方の道路整備についての十分な配慮等を政府・与党に対し繰り返し訴えてきた。

基本方針の中で、「地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また、必要と判断される道路は着実に整備する。」とされたことについては、我々の主張が認められたものと理解しているが、必ずしも議論が尽くされない中で決定された今回の方針について、全国知事会として考え方を明らかにしておくべき論点も多い。

このため、当本部として、道路財源の「一般財源化」に関し、
地方の財源確保
道路計画・道路行政の在り方
暫定税率失効等に伴う歳入欠陥の補てん措置
の各事項について、以下のとおり提言する。

2 地方の財源確保について

今回の道路財源の「一般財源化」について、地方の主張を端的に言えば、
少なくとも従来の財源がマクロ・ミクロ両方の観点で確保され（「量」の確保）、
その財源が道路に「しか」使えないものから道路「にも」使えるように自由度が拡大する（「質」の改善）
という2点が達成されることが必要である。

(1) 「地方枠」の確保の必要性

【「一般財源化」の前提】

今回、「一般財源化」が検討されている各税目については、そもそも道路利用者から徴収している税であることから、今回の「一般財源化」の議論には自ずから前提があるものとする。すなわち、道路由来の財源は、まずは道路に関連する支出に充てるとともにこれまでの一世帯当たりの税負担の状況にも配慮することが納税者に対する受益と負担の関係の説明の上でも素直な考え方であり、必要な道路整備を疎かにして他の分野への支出を考えるとということにはならないものとする。

その上で、地方の実情に応じ、環境や福祉の分野に振り向けることも可能となるよう、自由度が確保されることが必要である。

【地方の道路整備等の必要性】

地方では、高速道路などの主要な幹線ネットワークの形成を始め、防災対策、通勤・通学、さらには救急医療などの面においても、依然として道路整備が必要である。「生活者の目線」(骨太の方針2008)で考えても、地方の道路は、住民にとって、生活を支え、命を守り、活力の基盤となるものである。

また、今後、過去に整備した道路に関する公債費・維持管理費の増大や老朽化した橋梁やトンネルの維持補修など更に財源を要する事情もある。

【地方の道路整備財源充実の必要性】

道路財源の「一般財源化」を検討するに当たっては、今後の道路整備や維持管理等に支障が生じないように、国・地方合わせて必要な財源を確保していくことが必要である。

とりわけ、現在の地方の道路整備等の財源充実の状況は、「道路特定財源」は4割程度に止まっており、国のように「オーバーフロー」している状況にはない。また、地方では、「1.5車線の整備」などの工夫や公共調達改革に積極的に取り組むなどコスト削減に努力しており、「無駄遣い」の指摘は聞かれない。

このことから、道路財源の「一般財源化」に当たっては、地方税分(軽油引取税、自動車取得税)及び譲与税分(地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税)はもちろん、「交付金」「補助金」として地方に配分されている財源についても、その総額(平成20年度当初予算ベースで約3.4兆円)が「地方枠」として維持されることが不可欠である(基本方針中「地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また、必要と判断される道路は着実に整備する。」との記述は、この点を政府の方針として確認しているものと理解する。)。

国と地方の財政状況を「債務残高」や「プライマリーバランス」等で比較し、「国の方が苦しい」とする主張もあるが、地方団体は、交付税が削減される中、給与費まで切り込んで歳出削減努力をしており、政策的経費に使える一般財源はますます逼迫している状況であることを改めて強調しておきたい。

【地方分権の観点】

また、地方において「無駄遣い」の指摘が聞かれないのは、財源と権限が住民に近いところに置かれる方が、財源をより効率的に使う工夫が働き、また、住民によるチェック(生活者の目線)が行き届くということの証左でもある。地方分権推進の観点からも、地方により重点的に財源を配分すべきである。

【現行税率維持の必要性】

極めて厳しい地方財政の状況や前述のとおり現行の道路特定財源収入が地方の道路整備の4割程度しか賄っていない状況に鑑みれば、大前提として、国税・地方税ともに、暫定税率分も含め現行の税率を維持することが必要である。

(2) 「地方枠」の確保の枠組と配分方法

必要な道路を整備するための財源を地方全体で確保すると同時に、これを各地方団体において着実に道路整備ができるように配分する枠組みが必要である。

この場合においては、今後の道路整備に必要な財源が各団体ごとに確保されるよう、現行制度の下での財源配分と大きなギャップが生じないように配慮すると同時に、これまで道路整備が遅れている地域に対してより重点的に配分するような配慮も必要である。

【考えられる枠組みと留意点】

現在「交付金」「補助金」として地方に配分されている財源を、「一般財源化」後にどのような枠組で確保・配分するかについては、上述のような視点に立って前広に検討する必要があるが、考えられる枠組とその場合の留意点については、次のとおりである。

「税源移譲」

地方分権の観点からは望ましい手法であるが、税源の偏在がなく、また、道路整備の需要にも見合った税収となるような仕組みが必要である。また、交付税総額が結果として減額となることのないよう手当が必要である。

なお、現在、地方分権改革推進委員会の第一次勧告、これを受けた地方分権改革推進要綱（第一次）の中で、国と地方の役割分担の整理が行われており、今後、役割分担の見直しに伴う地方税財源の在り方についても議論することとなる。

国から地方への税源移譲については、道路財源のみを取り上げて議論するのではなく、この大きな議論の枠組みを十分踏まえて議論する必要がある。

「譲与税」

現行の配分方法（道路延長、道路面積に基づいて配分）が、結果として地方団体間の財政力格差の是正に寄与していることは、検討の視点として重要である。ただし、現行の方式だと維持管理の面に着目した配分という色合いが強く、現行の「交付金」「補助金」を譲与税化する場合は、道路整備が遅れている地域への傾斜配分の視点を導入した配分方法を検討する必要がある。

新型交付金（「地方活力基盤創造交付金（仮称）」）

配分を決定する際、地方の道路整備需要を勘案することが可能であり、「必要と判断される道路は、着実に整備」という基本方針にマッチするほか、地方の自由度を拡大するような改革（例えば、ソフト事業への充当も含め、地方の実情に応じて使える交付金とするなど）を行うことで、「一般財源化」の趣旨にも添うことになるものとする。

ただし、この場合においては、配分額を決定する際、道路の未改良率等の客観的指標を用いることや地方の意見を反映するなど、配分結果についての検証が可能な仕組みにすることが必要である。

また、現在、揮発油税の1/4が地方分であることが法律上明記されていることもあり、確実に地方分として確保される仕組みとすることが必要である。

【地方交付税の総額確保、財源保障機能・財源調整機能の確保】

いずれの枠組みによる場合でも、地方団体間の格差や実際の道路整備需要と配分額とのギャップをできる限り小さくするよう配慮した制度設計が必要であると同時に、最終的な調整が十分にできるよう、地方交付税の総額と財源保障機能・財政調整機能が確保されることが必要である。

また、地方交付税による「最終的な調整」に当たっては、現行の算定方法でも用いられている「未整備延長比率」などの指標を更に活用して、これまで道路整備が遅れている地域に対してより重点的に配分するような配慮や、地方再生対策費の配分を参考に、財政力の弱い団体（特に市町村）への配慮についても検討する必要がある。

【国と地方との協議の枠組み】

「地方枠」を現実に確保していくためには、地方の意見を反映した制度設計・配分方法となるよう、総務省、国土交通省などの関係省庁と地方との協議の枠組みを設ける必要がある。

3 道路計画、道路行政の在り方について

(1) 道路計画、道路行政についての「分権化」「透明化」

今回、道路特定財源の「一般財源化」が打ち出されるに至った背景には、道路行政が国民のチェックが行き届かない形で進められてきたことに対する国民の批判・不満があると理解している。

このことから、新たな道路中期計画の策定を始め今後の道路行政を考えるに当たっては、「分権化」「透明化」の観点からの改革が必要である。

具体的には、

- ・新たな道路中期計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に聴くとともに、その実態を反映する仕組み（新たな費用便益算定項目の設定等）を導入すること
- ・高速道路等の建設に係る路線決定等の手続きについて透明化すること
- ・地方分権改革推進委員会の議論も踏まえ、道路の整備及び維持管理に係る国・地方の役割分担を再整理・明確化すること
- ・役割分担の見直しに伴い、直轄道路を地方に移管する場合には、その財源について地方に確実に移譲する等必要な措置を講ずること

等が必要である。

(2) 国の直轄事業と地方負担金

国の直轄事業については、道路整備の遅れている地域にとっては引き続き事業実施の必要が高いことにも配慮する必要があるが、その地方負担金については、原則として廃止すべきである。特に、維持管理に係る地方負担金については、早急に廃止すべきである。

(3) 幹線道路ネットワークの整備等

国土の骨格を形成する高規格幹線道路網など幹線道路ネットワークについては、地域の競争力発揮の基礎インフラとして大変重要であり、未だ未整備区間が多く残されている現状に鑑み、国の責任により着実に整備する必要がある。

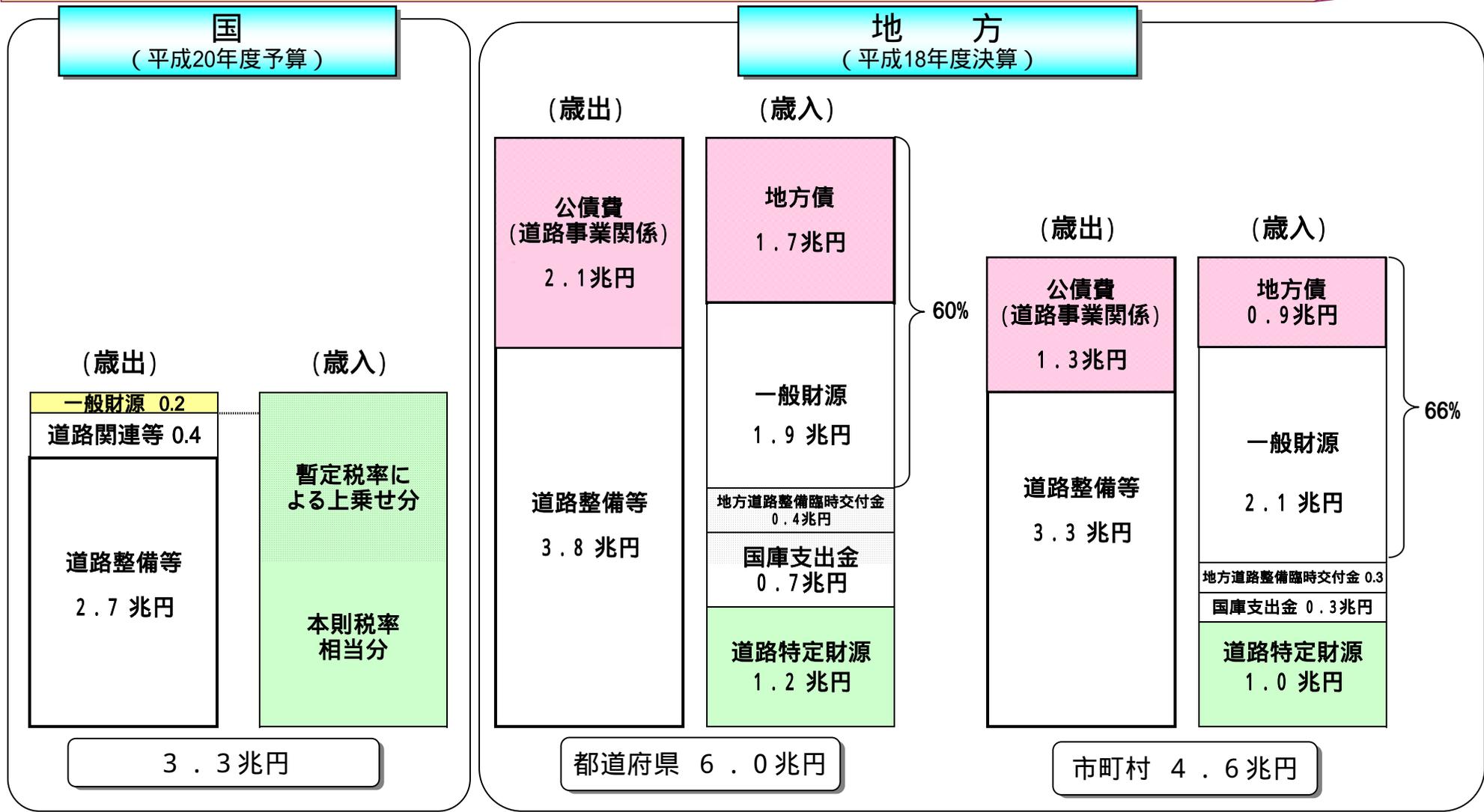
また、既に整備されている高速道路が十分に活用されるよう、有料道路料金の引き下げ等、既存高速ネットワークの効率的活用や機能強化を図る必要がある。

4 暫定税率失効等に伴う歳入欠陥の補てん措置について

今般の暫定税率の失効等に伴い発生した地方の歳入欠陥のうち、自動車取得税及び軽油引取税並びに地方道路譲与税に係る減収分(約660億円)については、全額を、地方債での対応ではなく、地方特例交付金により補てんすることを政府に対し要求する。

また、揮発油税の減収に係る地方道路整備臨時交付金の減(約300億円)については、国庫補助事業費等と合わせて、当初予算額の全額に相当する額を措置することを政府に対し要求する。

国は、道路特定財源が道路整備費を上回っている。
 地方は、道路特定財源や国からの補助金等では足りず、借金の上に一般財源をつぎ込んで必要な道路の整備をしている。
 その規模は全体事業費の63%（都道府県で60%、市町村で66%）にも上っている。



端数処理により計が合わない場合がある。

漁業用燃料等の原油、原材料の高騰に関する緊急決議

国際的な原油、原材料価格の未曾有の高騰により、出漁の断念や廃業者の発生など農林漁業者の経営は危機的局面に立たされている。また、中小企業をはじめ建設業、運送業等の各産業分野、個人の生活に至るまで、多方面にわたり深刻な影響が生じている。

そこで、国は、国民生活を守るため強力なリーダーシップを発揮し、責任を持って下記のとおり、緊急に、具体的かつ実効性ある対策を講じるよう、決議する。

漁業用燃料の高騰対策について、燃油高騰緊急対策事業を継続するとともに、漁業現場の声に基づき、燃油価格の高騰に対する必要な補填措置等、より実効性、速効性のある新たな制度の導入など抜本的かつ緊急の対策を講じること。

また、新たな推進機関の導入や施設・設備等の省エネルギー化、さらには天然ガス等の安価な新エネルギー利用促進のための技術開発と実用化を早急に行うこと。

- ・ 配合飼料価格安定制度及び経営安定対策の充実・強化を図るなど、畜産物価格の安定に必要な施策を講じること。
- ・ 農業用燃料・資材の低廉化を図るため、燃油価格の高騰に対する必要な補填措置等、急激な価格の高騰による影響を緩和するための、より実効性、速効性のある仕組みなどの措置を講じるとともに、施設園芸における省エネルギー利用のための技術開発・普及を促進すること。
- ・ 中小企業に対し、政府系金融機関による円滑な資金供給を図るとともに、民間金融機関に対し、積極的に中小企業向け融資を行うよう要請すること。

また、セーフティネット保証の対象業種の更なる拡大を図るなど、より一層円滑な資金調達を支援すること。

- ・ 最近の原油価格の高騰は、産業界にとどまらず、住民への日常的な福祉サービスの提供においても大きな影響が生じており、原油価格の高騰から住民のくらしと安心を守るための緊急的な財政支援を講じること。
- ・ 国際社会と協調して、現在のような市場がマネーゲーム化している状況を収束させ、国際的な経済活動を秩序あるものにするよう、強いリーダーシップを発揮すること。

平成 20 年 7 月 18 日

全国知事会

地方財政の展望を踏まえた地方消費税の充実に関する提言

平成20年7月18日
全国知事会

三位一体の改革以降、地方一般財源総額は厳しく抑制され、5.1兆円に上る地方交付税等の削減により、地方交付税の財源保障、財源調整機能は大幅に弱体化し、地方財政の財源不足と地域間格差の拡大の原因となった。

地方はこの間、職員削減や給与カット、事務事業の見直し等により、歳出総額で国をはるかに上回る削減を行うなど、徹底した行革努力を行った上で、必要な住民サービスの維持に努めてきたが、今後も不断の行革努力を行っても、社会保障関係費等義務的経費の増加により、財源不足額はさらに拡大する見込みである。

今回、全国知事会として試算を行った結果、地方の財源不足は、平成23年度には7.8兆円から8.3兆円(仮に現行の地方消費税に換算すれば約3.0~3.2%に相当)という巨額に上り、財政調整基金も枯渇するなど、事実上破たんし追い込まれると言っても過言ではない。

住民サービス水準維持のためには、地方の財源不足の抜本的な解消を早急に図る必要があるが、行政改革のみではこの財源不足は到底打開できない。また、これ以上のサービス水準の切下げは住民に心理的経済的負担を強いる結果となるものであり、最早限界にきたと考える。

根本的な解決のためには、歳入増が必須であり、単に赤字減らしのための増税ではなく、住民が安心して暮らすことができるサービス水準を、地域の現場において今後とも支えていくための財源確保が可能な税財政制度を構築することが必要である。

このような見地から、全国知事会として、以下のとおり提言する。

- (1) 今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税を充実すべきである。

その時期、拡充の幅等については、景気の状態に配慮しつつ、国・地方を通ずる消費税を含む税体系の抜本的改革の中で検討し、実現を図る。

- (2) 全国知事会としても、市町村との一層の連携を深め、住民の方々に広く状況を説明して、国民的議論を喚起するよう取り組んでいく。

国政においても、真摯な議論を行うとともに、本質的な税財政構造の再建に責任ある対応と展望を示すべきである。

なお、一部に地方消費税を消費税と合わせて、全額を年金等国の社会保障財源として活用しようとする議論があるが、これは地方が社会保障に果たしている重要な役割や、地方消費税が経緯上も地方の固有財源であること、消費税が地方交付税の原資となっていることを顧みないものであり、容認できない。

地方財政の展望と地方消費税の充実

平成 20 年 7 月
全 国 知 事 会

1 地方財政の現状と展望

三位一体の改革以降、国は地方一般財源総額を厳しく抑制

- ・平成 16 年度に、地方の一般財源総額は 2.6 兆円もの大幅削減
- ・実質的な地方交付税は、15 年度から 18 年度までに 5.1 兆円も減少し、交付税の財源保障・財源調整機能は大幅に弱体化、地域間格差を拡大し地方の疲弊を助長

財源不足は平成 23 年度に 7.8 兆円、基金も枯渇し、地方財政は破綻

- ・社会保障関係費等の増大で、財源不足は平成 23 年度に 7.8 兆円（仮に地方消費税に換算すれば 3.0%相当）まで拡大
- ・基金残高も年々減少し、23 年度までに枯渇するが、なお 2.9 兆円の財源不足が残る

今後も懸命な行革努力を続けるが、行革のみでは窮状を打開できない

- ・職員数は、19 年度までに 28 万人、22 年度までにさらに 8 万人を削減
- ・職員給料や手当のカットは 23 年度までに 1 兆 4,718 億円

2 持続可能な行政サービスの提供のために

サービス水準の切下げによる財源不足の解消では限界に

- ・地方が担う住民サービスは、医療、福祉、教育など住民に身近で必要不可欠なもの
- ・サービス切下げは、住民に心理的経済的負担を強いることになり困難かつ不適當
- ・今後も不断の行革努力を継続、しかし、それだけで多額の財源不足の解消は困難

持続可能な行政サービスの提供のために

- ・根本的な解決のためには、歳入増が必須であり、単に赤字減らしのための増税ではなく、必要なサービス水準の維持・充実のための財源確保が可能な税財政制度を再構築することが必要
- ・新たな負担について避けることなく議論し、理解を得ていく時期に来ている

3 基幹税として「地方消費税」を充実すべき

- ・地方消費税は、偏在性が小さく、景気変動の影響を受けにくい安定的な基幹税
- ・消費税と合わせて全額を、年金等国の社会保障財源とする議論は、地方の固有財源としての地方消費税や交付税原資の存在を事実上無視するもので、到底容認できない
- ・今後、住民の方々に広く状況を説明して国民的議論を喚起していくことが重要
- ・国政でも、本質的な税財政構造の再建に責任ある対応と展望を示すことを強く要望

誰もがこの国に、この地方に住んでよかったと実感できる社会を構築していくために、今
「ニッポンの未来を地方から考える！」

基幹税として「地方消費税」を充実すべき

地方からの提案

地域の実情に合った持続可能な行政サービスを提供していくためには、
基幹税の充実が必要

基幹税の充実は「地方消費税」で…なぜなら

- ・税収の偏在性が小さく、景気変動の影響を受けにくい安定性
- ・幅広い国民が享受するサービスの財源には、幅広い負担が望ましい
- ・税収額は約2.6兆円、2分の1を市町村に交付しており、貴重な財源
- ・社会保障関係費や教育など、幅広い行政サービスを賄う財源として必要

- ↓
- ・地方公共団体の基幹税として「地方消費税」を充実すべき
 - ・消費税と合わせて、全額を年金等国の社会保障財源とする議論は、地方消費税や地方交付税原資の存在を事実上無視するものであり、到底容認できない

「ニッポンの未来を
地方から考える！」

ニッポンの未来を地方から考える！

地方財政の現状と将来見通し

地方の財源不足は、平成23年度には7.8兆円(リスクシナリオでは8.3兆円)で、
その解消は待たなし(仮に現行の地方消費税に換算すれば、約3.0%、約3.2%)

日常生活に必要な行政サービスを今後も続けていくため
→持続可能で安定的な地方税財政制度が必要不可欠

住民サービスを安定的に提供し続けるために

- ・今後とも、引き続き行革努力を徹底して行うことは当然
- ・地方の行政サービスを支える財源は、偏在性が小さく安定的な地方消費税

誰もがこの国に、この地方に住んでよかったと実感できる社会を構築していくために、今、
「ニッポンの未来を地方から考える！」

地方財政の展望と地方消費税特別委員会
～中間とりまとめのポイント～

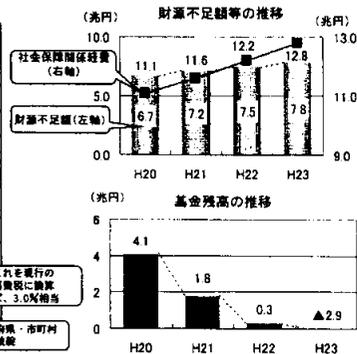
平成20年7月
全国知事会

財源不足は7.8兆円、23年度には地方財政は破綻

- 社会保障関係費等の増大で財源不足が拡大
- 基金残高も年々減少し、23年度までに枯渇、地方団体の財政運営は完全に破綻

地方財政の将来推計 (GDPが内閣府試算・成長シナリオの場合) (単位:兆円)

区分	H20	H21	H22	H23	H23-H20
歳出 A	88.5	89.1	89.6	90.3	1.8
義務的経費	51.0	51.6	52.3	53.1	2.1
うち社会保障(義務分)	11.1	11.6	12.2	12.8	1.7
義務的経費以外の経費	37.5	37.5	37.3	37.2	▲0.3
社会保障等生活関連経費	14.7	15.1	15.5	15.9	1.2
公共インフラ整備・維持経費	13.8	13.5	13.2	13.0	▲0.8
地域活性化等経費	9.0	8.9	8.6	8.3	▲0.7
歳入 B	81.8	81.9	82.1	82.5	0.7
財源不足額 C=A-B	▲6.7	▲7.2	▲7.5	▲7.8	
基金残高	4.1	1.8	0.3	-	
なお残る財源不足額	-	▲0.0	▲1.3	▲2.9	



※GDPが内閣府試算・リスクシナリオの場合は、H23の財源不足は8.3兆円、なお残る財源不足額は3.6兆円に拡大

財源不足の解消は、サービス見直しか、歳入増か？

分野	内容	金額	合計
教育	私立小中学校等への助成、公立小中学校等の運営	2.4兆円	11.7兆円
医療	公立病院の運営、地域医療の確保 ほか	1.9兆円	
安全	警察活動、消防活動、公立施設耐震化 ほか	1.0兆円	
生活	ごみ、し尿、上下水道、地方バス維持 ほか	3.3兆円	
福祉	乳幼児、障害者など医療費、自己負担助成 ほか	2.9兆円	
雇用	就業支援、技能の伝承 ほか	0.2兆円	
サービス切り下げは、住民に、計り知れない不便さと心理的、経済的負担を強いることに			

○やむなくサービス水準を切り下げると・・・

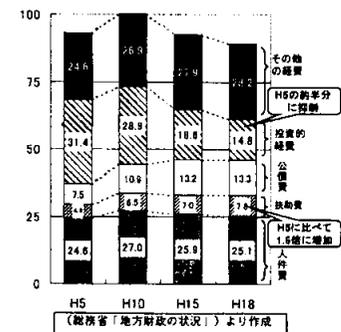
分野	内容	削減額	合計
教育	全国公立小、中、高校 1クラス40人⇒60人。私立学校の授業料値上げ	4.1	4.8兆円
安全	交番4,000ヶ所(全国の2/3)、消防署1,000署(全国の1/5)の廃止	1.8	
医療	乳幼児、重度心身障害者等の医療費助成廃止。公立病院の経営危機	0.3	
生活	地方バス路線1,600系統の廃止、文化会館や図書館等の利用が不能に	2.9	

こうしたサービスの水準の見直しにより、4.8兆円が削減されるものの、それでもなお巨額の財源不足(7.8兆円)を埋めるには到底至らない

地方は不断の行革努力を継続

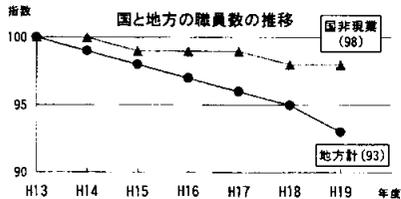
- 三位一体の改革により、平成16年度には、地方の一般財源総額は2.6兆円の大幅減、実質的な地方交付税は、15年度から18年度までに5.1兆円の削減
- 地方交付税の財源保障・財源調整機能は大幅に弱体化、地域間格差を拡大し地方の疲弊を助長
- 今後も懸命な行革努力を続けていくものの、行革のみでは窮状を打開できない

歳出決算額の推移 (兆円)



地方は不断の行革努力を実施

- 職員数は、19年度までに28万人、22年度までに更に8万人を削減
- 職員給料や手当のカットは、23年度までに1兆4,718億円



持続可能な行政サービスの提供のために

- 財源不足は、住民の求める行政サービスの水準に対して、それに見合う歳入が見込めないことが原因
- 今後も不断の行革努力を継続していくが、それだけでは多額の財源不足の解消は困難
- 住民に身近なサービスを切り下げる方向では困難かつ不適當であり、根本的な解決のためには、歳入増を図ることが必須
- ただ単に、赤字減らしのための増税ではなく、必要な行政サービスの水準を維持・充実するための財源を確保できる税財政制度の再構築が必要



- 歳入の強化、すなわち新たな負担について、避けることなく議論し、理解を得ていかなければならない時期にきている